

三沢市有料広告掲載基準

(平成20年4月15日)

(趣旨)

第1条 この基準は、三沢市広告掲載要綱(平成20年4月15日制定)第3条第2項の規定に基づき、広告媒体に掲載できる広告の基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲載する地域の特性に配慮するとともに、街の美観を著しく阻害してはならない。この場合において、屋外広告を設置する場合には、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文化等に配慮し、地域の街並みに貢献するよう努めなければならない。

2 この基準に定める屋外広告とは、青森県屋外広告物条例(昭和50年青森県条例第45号)第2条に定める許可を要するものをいう。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)において風俗営業と規定される業種

風俗営業類似の業種

消費者金融業

たばこに関する事業者

ギャンブルに関する事業者

規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

占い、運勢判断に関する事業者

興信所・探偵事務所等の事業者

債権取立て、示談引受けなどをうたった事業者

法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者

民事再生法及び会社更生法による再生・厚生の手続中の事業者

各種法令に違反している事業者

行政機関からの行政指導を受け、改善がなされている事業者

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現、根拠のない表示及び誤解を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿又は裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- 景観と著しく違和感があるもの
- 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- 著しくデザイン性の劣るもの
- 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
- ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
- ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

- イ ノード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
- ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
- エ 絵柄や文字が過密であるもの

(WEB ページに関する基準)

第9条 WEB ページへの広告に関しては、WEB ページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしている WEB ページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他の WEB ページを集合し、情報提供することを主たる目的とする WEB ページで、三沢市広告掲載要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱う WEB ページを閲覧者にあっせん又は紹介している WEB ページは掲載しない。

(業種ごとの基準)

第10条 広告媒体主管課は、掲載の都度、別表に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

附 則

この基準は、平成20年4月15日から施行する。

別表

1 人材募集広告	人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは認めない。
	人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2 語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例：一ヶ月で確実にマスターできる等
3 学習塾・予備校等	合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
	通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
4 外国大学の日本校	趣旨を明確に表示すること 例：この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。
5 資格講座	民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。 例：この資格は国家資格ではありません。
	「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。 例：資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。
	資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
	受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
6 病院等	医療法第69条又は第71条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
	提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
	提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない
	広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
	写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
	マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
7 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
	施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
	法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック等)の広告は掲載できないため、事業内容の確認は必ず行う。
8 薬局等	広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品	広告を掲載する事業者が業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告の内容についての了解を得ること。
10 介護保険法に規定するサー	介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

ビス全般	広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名簿に限る。
	その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
1 1 有料老人ホーム	厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「老人ホームの類型及び表示事項」の各累計の表示事項はすべて表示すること。
	所管都道府県の指導に基づいたものであること 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。
1 2 有料老人ホーム等の紹介業	広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名簿に限る。
	その他の利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
1 3 墓地等	市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
1 4 不動産業	不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。
	不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
	契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか。
1 5 弁護士、税理士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
1 6 旅行業	登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
	不当表示に注意する。 例：旅行行程とは関係ない写真など
1 8 雑誌・週刊誌等	適正な品位を保った広告であること。
	見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであり、かつ不快感を与えないものであること。
	性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
	犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
	タレントなどの有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
	未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
1 9 映画・興業等	公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
	暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
	性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
	いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
	内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
	ショッキングなデザインは使用しない。
	その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。	
2 0 古物商・リサイクルショップ等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
	一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

2 1 結婚相談所・交際紹介業	結婚情報サービス協議会に加盟していることを明記する。 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
2 2 労働組合等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
2 3 募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
2 4 質屋・チケット等再販売業	個々の相場、金額等の表示はしない。 有利さを誤認させるような表示はしない。
2 5 ダイヤルサービス	各種ダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
2 6 ウィークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
2 7 その他表示について注意を要すること	割引価格の表示は、対象となる元の価格を表示すること 比較広告は、根拠となる客観的な資料があること 無料体験などであっても、費用を要することがある場合は、その旨を明示すること 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告の場合は広告主の法人格と、法人名を明記すること。また、法人格を有しない団体の場合は、当該団体名に代表者名を併記すること。 肖像権、著作権に関わるものは、無断使用がないか確認する。